

2022年度原子力土木委員会 オンライン臨時審議議事録

原子力土木委員会の全委員が、下記1の審議事項について同意の意思を表示したことから、委員会規則第8条4、5に基づき委員会の承認があったものとみなす。

記

1. 審議事項

新規受託研究「屋外重要土木構造物の耐震性能照査法の標準化」の受入の事前審議

2. 上記1の提案者

原子力土木委員会幹事長 岡田 哲実

3. 審議依頼日

令和4年4月12日

4. 採決（質疑・討議締切）日

令和4年4月20日

5. 質疑・コメント

コメント1：

幹事会事前審議結果のまえがきにおける「利益相反が生じる可能性がある委員として、委託会社に属する委員と、新規規制基準適合性に影響を及ぼす点で電力会社に属する委員が該当する。これらの委員を合わせても委員総数の半数以下であることを確認した。」とする記載は、電力会社に属する委員がすべからず利益相反を生じるかのような記載となっており、外部から誤解を招く恐れがある。

例えば、「また、利益相反の可能性に対する配慮として、委員総数に対し中立機関の委員が過半数を占める見通しであることを確認した。」などポジティブな言い方ができるかと思えます。この際「中立機関の委員」という言葉の定義を内規等で定めておく方が良いと思いません。

コメント2：

審査項目「利益相反」での審査基準欄の記載について、3項目「研究内容と利益相反関係にある、もしくは利益相反が生じる可能性のある原子力土木委員会委員は明確にされているか?」、4項目「研究内容と利益相反関係にある、もしくは利益相反関係が生じる可能性

のある原子力土木委員会委員は委員総数の半数以下であるか？」としている記載は、根拠なく利益相反が生じる可能性を強調する文言であるため、もっと客観的事実の確認をすれば足りるチェック項目とすることが望ましいと思います。

審査基準の3項目については、例えば「原子力土木委員会の委員総数に対して、中立機関の委員は明確にされているか?」。4項目については、例えば「原子力土木委員会の委員総数に対して、中立機関の委員が過半数を占める見通しであるか?」。などとすることが考えられます。

以 上

議事録作成者： 吉井 匠

議事録確認者： 中村 晋